

# みどりの主な課題

|                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| ネットワークとなるみどりづくり      | 区民や多様な主体の協働によるみどりづくり       |
| みどりの効果を発揮するまちづくり     | 拠点となる歴史あるみどりの継承と新たなみどりの利活用 |
| 身近なみどりを広げ、ふれあう機会を増やす | 誰もが利用でき、地域に愛され親しまれる公園にする   |

# 計画改定の主なポイント

- みどりの将来像やネットワークについて**
- 「公園を核としたまちづくり」や「ウォークラブルなまちづくり」などにより、ネットワークする多様なみどりをつくり、その効果を高めていくことを目指します
- 計画の目標について**
- 「みどりの量」に加え、「みどりの質」も目標にします
- 基本方針や施策について**
- 豊島区が目指しているまちづくりや環境に関する計画と整合を図ります
  - 公園の方針・施策は、地域の利活用や運営に重点において見直します
  - 市民緑地認定制度の導入を図ります
  - 取組の協働や担い手育成に関することを充実します

# 計画目標

みどりの評価は量だけでなく、みどりの質や利活用に関する区民の満足度も重要であることから、新たな目標を設定します。

(令和3年(2021)年度時点→目標年度:令和14(2032)年度)

|                 |                                 |
|-----------------|---------------------------------|
| 緑被率             | 13.2%→目標値13.3%                  |
| 緑視率             | 緑視率25%以上の地点を増やす                 |
| 公園の整備面積         | 前計画時点18.7ha→最新値23.7ha→目標値25.4ha |
| 緑化基準を満たす公共施設数   | 75%→目標値86%                      |
| 幹線道路の街路樹の設置割合   | 79%→目標値87%                      |
| 緑化計画による民有地の緑化誘導 | 豊島区みどりの条例に基づく緑化計画により良好な緑化を誘導    |

# 新たな目標項目

|                   |   |
|-------------------|---|
| みどり率              | 14.1%→目標値14.3%                          |
| 公園の再整備箇所数         | 既存公園を適宜部分改修、及び全面改修(全面年間2公園以上、地域による植樹実施) |
| 公共的空間の緑化          | 民有地の公共的空間の緑化を推進する                       |
| 「みどりの満足度」「公園の満足度」 | 満足度を高める                                 |
| みどりの関わり           | みどりの活動場所・活動回数を高める                       |
| みどりと景観との関わり       | 区内の自然資源や生垣、芝生の日常的な手入れなどを通じた良好な景観の維持に努める |

# 計画の推進に向けて

## 計画推進の連携



## 計画の進行管理の進め方

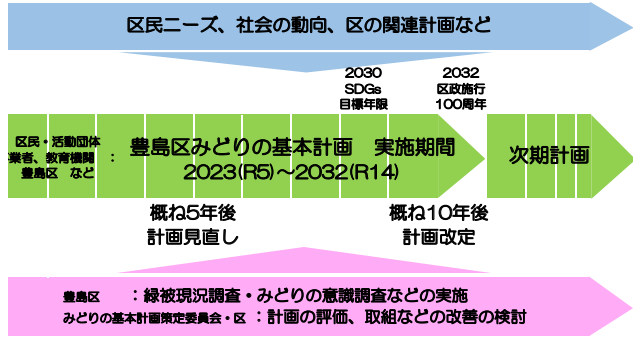
計画で定めた目標や将来像を実現するための施策などの進捗の状況を進行管理していきます。

区民や専門家による委員会とともに計画を評価し、計画の見直しや改定に反映します。



池袋駅東西のシンボルストリートを中心としたウォークラブルなまちづくり

みどりの基本計画を進めるためには、区民、活動団体、事業者、教育機関、行政が計画の将来像・目標・基本方針などを共有し、それぞれの役割の中で連携しながら施策に取り組むことが重要です。



## 豊島区みどりの基本計画

令和5年(2023年)3月 発行

編集・発行 豊島区都市整備部公園緑地課  
〒171-8422 東京都豊島区南池袋二丁目45番1号  
電話 03-3981-4940

豊島区ホームページ <http://www.city.toshima.lg.jp/>



# 豊島区みどりの基本計画

令和5年3月



「みどりのネットワークを形成する環境のまち」  
～公園がつなぐみどりのまちづくり～

## 概要版

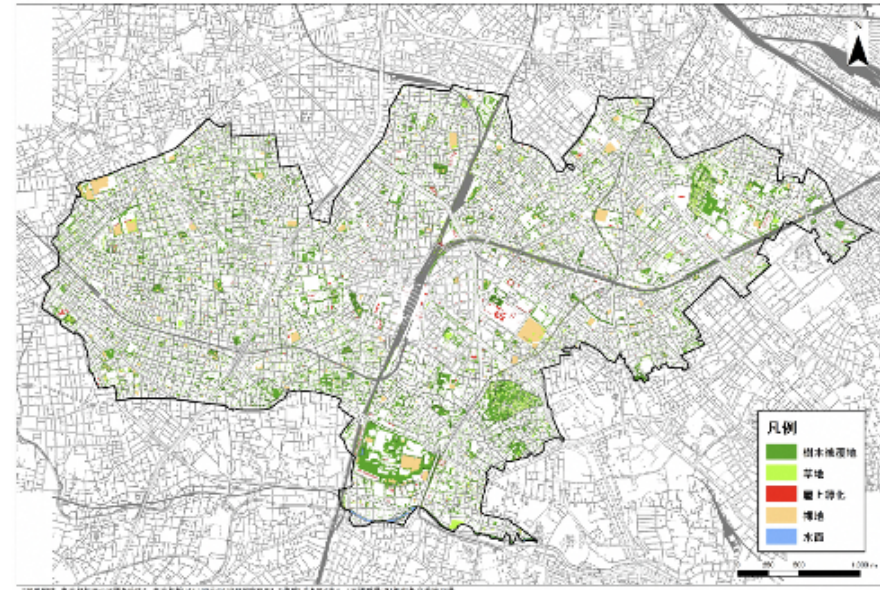
# みどりの基本計画とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に規定される計画であり、緑地の保全と創出及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために、その将来像、目標、施策などを策定するものです。

## 豊島区のみどり

豊島区内では、学習院大学、立教大学、雑司ヶ谷霊園、染井霊園が規模が大きく、まとまりのある貴重なみどりとなっています。

また、池袋駅周辺の池袋西口公園、中池袋公園、南池袋公園、としまみどりの防災公園の4つの公園により、新たなみどりと共に、にぎわいの場が生まれています。その他にも住宅地などを中心に小規模なみどりが多く見られ、庭木も重要なみどりとなっています。



豊島区の緑被分布図

区では、約10年ごとに「みどりの基本計画」を改定し、その中間で見直しをしています。平成28年には平成23年に改定した計画を見直しして、少子高齢化やヒートアイランド現象、防災などの対策を行い、生物多様性の保全や区民との協働など、みどり豊かなまちづくりに向けて取り組んできました。

そして、「みどりの量」だけでなく、「暮らしに潤いを与えるみどりの質」も豊かにする「公園を核にしたまちづくり」を推進しているところです。

## 池袋駅周辺の4公園を核にした、まちづくり



## 暮らしの中にある小さな公園の活用



地域住民とともに活用方法を検討・実施

## 基本理念

都市にふさわしい  
質の高いみどり

みどりが良好に保たれ繋がることで、様々な機能を発揮する都市の環境にふさわしい質の高いみどりを目指します。

五感にうったえる  
みどりの空間

全ての人の五感にうったえる、居心地良く親しまれるみどりの空間の創出を目指します。

自然と人間の共生

多様な生物のための土壌や水辺、みどりを守り育て、大切に思う意識を区民が共有し、自然と人間の共生を目指します。

## 基本方針 1 みどりのネットワークをつくる

施策

1. 風とみどりの道の形成～みどりの骨格軸・みどりの軸の形成～
2. 学校と地域のみどりのネットワーク
3. 生態系に配慮したネットワークの形成

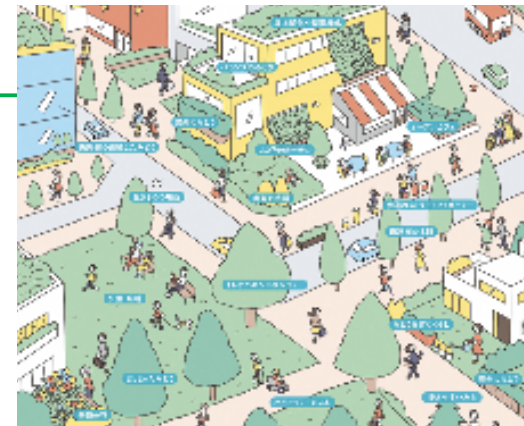
主な取組

街路樹を良好に保つ  
管理の推進

みどりのネットワークや木陰をつくる街路樹は大切なみどりで、街路樹や根元の土壌を良好に維持し、支障がある樹木は更新する管理を行います。



ウォークアブルなまちづくりの推進  
豊島区では「居心地が良く歩きたくなる」ウォークアブルなまちづくりを推進しています。みどりの骨格軸や公園、寺社、花の名所などを巡るルートづくりや、まちなかのみどりと憩いの場づくりに取り組んでいます。



## 基本方針 2 身近にふれあえるみどりを広げる

施策

1. 公共施設の緑化
2. 民有地の緑化
3. あらゆる都市空間の緑化推進
4. 都市の防災性を工場するための緑化
5. みどりによる美しい景観づくり

主な取組

壁面緑化や  
緑のカーテンづくり

壁面緑化や緑のカーテンがあると、花や香り、収穫を楽しむことができます。

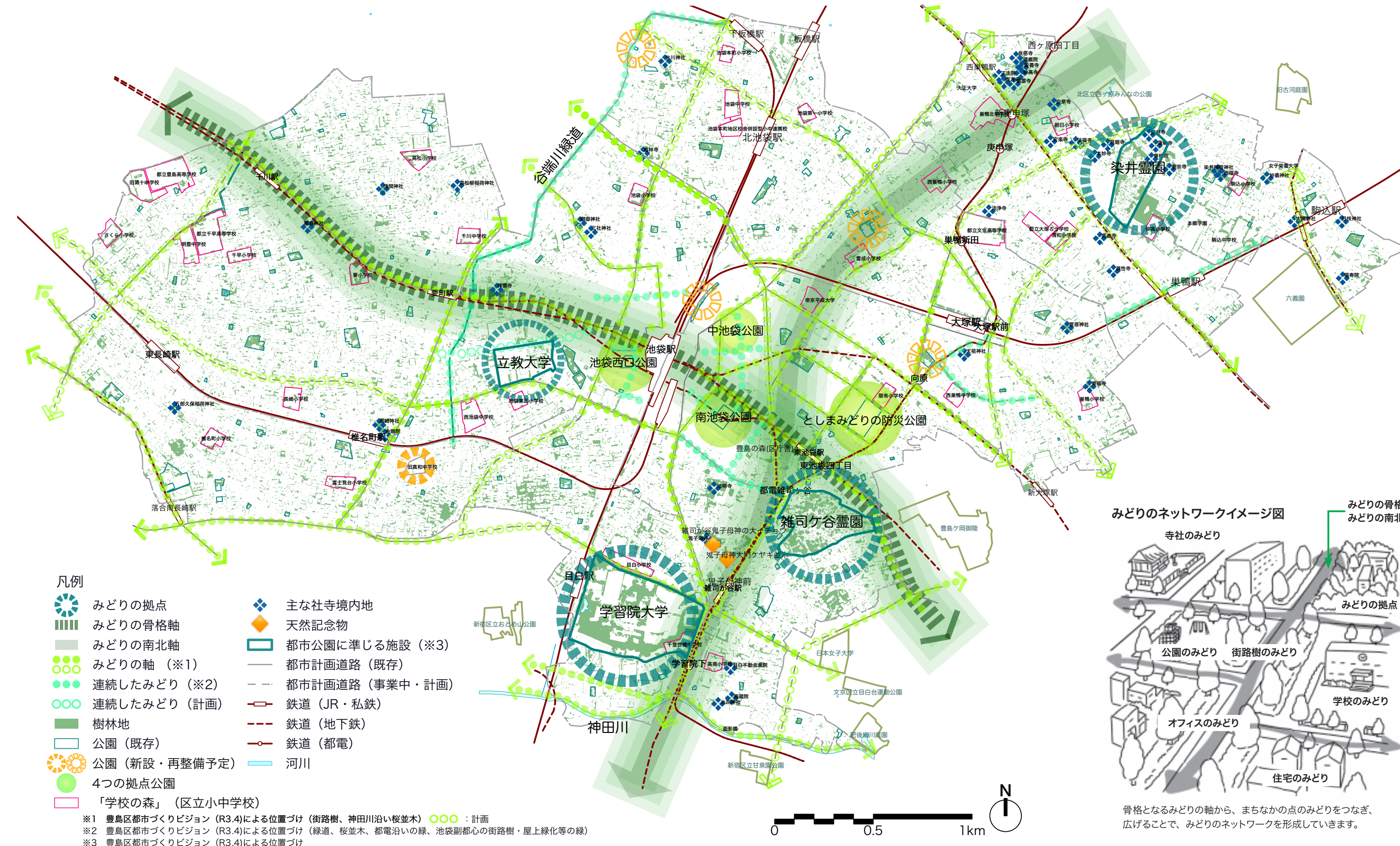


(仮称)「区民がつくる  
身近なみどり・公園フォト  
コンテスト」の実施  
区民や地域の団体などがみどりや公園の美しい景観づくりに貢献している事例を区民が選ぶフォトコンテストを実施します。



## みどりの将来像

# 「みどりのネットワークを形成する環境のまち」 ～公園がつなぐ みどりのまちづくり～



## 基本方針 3 みんなでみどりを育み、大切さを伝える

施策

1. みんなで取組むみどりのまちづくり
2. みどりの啓発事業の推進
3. 区民や事業者などの主体的な緑化活動支援
4. 区民ニーズ・評価を反映する仕組み

主な取組

みどりを育む  
担い手の育成  
緑化や公園の活動などに関わる担い手やこどもたちがみどりを育む実践の場を増やしていきます。



「みどりの緑むすび」の取組とみどりのボランティアや活動団体への支援などみどりを育てることで、みどりが地域の人と人をつなぐ「緑むすび」になる取組を進め、みどりに関わる区民・企業・団体・大学などの活動の支援を促進します。



## 基本方針 4 拠点となるみどりを増やし活用する

施策

1. 地域の拠点となる公園の配置
2. 民有緑地の保護・保全・活用
3. 市民緑地認定制度の導入

主な取組

社寺・大学等の樹木・樹林保全の制度の充実  
社寺・大学などの歴史ある樹木を良好な状態で維持するため、民有緑地の保護樹木・保護樹林の指定を促進し、維持管理を支援する制度を充実します。



市民緑地認定制度の導入  
(都市緑地法に基づく制度)  
市民緑地認定制度とは、民有地を地域住民の利用のために緑地などに整備し、一定期間「市民緑地」として公開する制度です。民有地の緑地を公開して民間が自ら管理したり、地域活動の場とするための制度の活用に向けて進めています。



## 基本方針 5 地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる

施策

1. 公園の維持管理
2. 公園の利用管理
3. (仮称)「パーク・グリーン・インフラ」の推進

主な取組

(仮称)パーク・グリーン・インフラの推進

小規模公園が多い豊島区の特徴を活かし、地域ごとに区民・事業者・区がともに考えて、地域にある公園の利活用や運営、再整備や新たな整備を行っていく取組です。地域の団体や事業者などの多様な主体が連携することで、公園が地域のコミュニティの拠点となる(仮称)パーク・グリーン・インフラの取組を推進します。

